

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでな

口イ  
(略)  
車椅子使用者用便房及び当該便房が設け  
られている便所の出入口は、前条第一項第  
三号イ及び口に掲げるものであること。

ページ段行 — 誤 — 正

令和六年八月六日国土交通省告示第千七十四号  
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件)  
(原稿誤り)

令和六年十一月二十一日(号外第二百七十一号)  
公布国土交通省令第百号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令)

（原稿記入）  
一五ページ改正後欄終りから九行目の前に次を  
加える。  
(ホテル又は旅館の客室)

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでない。

ければならない。  
一 (略)

二 便所は次に掲げるものであることただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する更所が一以上（男子用

多數の者が利用する傾向が一層一(毎二)以上)設けられている場合は、この限りでない

コイイ  
車椅子使用者用更衣室及び当該更衣室が設けられ  
（略）

直標で便所者用便所及び當詰便所が詰められている便所の出入口は、第九条第一項第二号イ及びロに掲げるものであること。

三 (略) 同ページ改正前欄終りから一六行目の前に次を加える。

### （ホテル又は旅館の客室）

2 車椅子使用者用客室は  
**第十条** (略)

直木二年月春月谷雪に　少いおしゃもので　た  
一　(略) ければならない。